

事業評価シート

担当課・室長：大気環境課長

事業名	工場・事業場の排出規制																				
上位施策名	大気環境の保全 (ア 窒素酸化物対策)																				
1 事業の概要	大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、二酸化窒素に係る環境基準の達成を目標とし、大気汚染防止法に基づいて工場・事業場の規制・指導等を行うとともに、必要に応じて規制基準の見直し等について調査・検討を行う。																				
2 進捗状況	<p>平成8年までの全国のばい煙発生施設から総排出量の推移を見ると、窒素酸化物については横這い又は漸増傾向であるが、対象となる施設数の増加の割合と比べると総排出量の伸びは抑えられており、固定発生源に係る排出規制は着実に実施されている。なお、平成8年度以降では、平成11年度の排出実態について同様の調査を行っており、現在結果を取りまとめているところである。</p> <p>また、近年の二酸化窒素の環境基準の達成状況も、特に一般局においては、おおむね比較的高い水準で横這い傾向にある。</p> <p>窒素酸化物の排出量推移</p> <table border="1" data-bbox="502 1137 1430 1220"> <tr> <td>平成4年</td> <td>平成5年</td> <td>平成6年</td> <td>平成7年</td> <td>平成8年</td> </tr> <tr> <td>405,467</td> <td>383,836</td> <td>399,236</td> <td>427,383</td> <td>416,731 (km<sup>3</sup>N/年)</td> </tr> </table> <p>二酸化窒素の環境基準達成率(一般環境大気測定局)</p> <table border="1" data-bbox="502 1265 1430 1348"> <tr> <td>平成7年</td> <td>平成8年</td> <td>平成9年</td> <td>平成10年</td> <td>平成11年</td> </tr> <tr> <td>1.5%</td> <td>96.4%</td> <td>95.3%</td> <td>94.3%</td> <td>98.9%</td> </tr> </table> <p>(出典：平成11年度大気汚染状況報告書)</p>	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	405,467	383,836	399,236	427,383	416,731 (km <sup>3</sup> N/年)	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	1.5%	96.4%	95.3%	94.3%	98.9%
平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年																	
405,467	383,836	399,236	427,383	416,731 (km <sup>3</sup> N/年)																	
平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年																	
1.5%	96.4%	95.3%	94.3%	98.9%																	
3 評価	窒素酸化物に係る固定発生源対策については、排出規制及び総量規制の枠組みが整備されており、総量削減計画における工場・事業場の排出目標量は達成していること、二酸化窒素濃度に対する寄与度が自動車排ガス(50%前後)と比して相対的に低いこと等にかんがみ、今後もこれらの対策を引き続き実施していくのが適切と考えられるが、全国のばい煙発生施設からの総排出量は必ずしも減少しているわけではないため、今後の環境基準の達成状況の推移及び自動車等移動発生源に係る排出抑制の進展を踏まえつつ、必要に応じて更なる対策を講じる必要がある。																				
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総量削減計画進行管理調査</li> <li>・緊急時措置等対策</li> <li>・排出基準等設定</li> <li>・群小等中小発生源対策推進</li> <li>・大気環境監視システム整備経費</li> </ul>																				

	<ul style="list-style-type: none"><li>・排出基準等緊急立入調査費</li><li>・大気汚染防止法施行費</li></ul>
5 対応副施策等	